

不登校と子どもの人権

以下の文章についてあらかじめ説明をしておきます。

京都の(財)世界人権問題研究センターより、人権大学講座での講演を依頼され、「不登校と子どもの人権」と題して講演したのが2002年7月24日のことでした。その後、幾人かの講師に短い文章を寄せてもらい「人権口コミ情報」という小冊子を出すことになったので、私にも執筆してほしいとの依頼がありました。当日の講演の要約でよいとのことでしたのでお引き受けし、以下の文章を提出しました。

ところが、この小冊子の発行にあたっては京都府教育委員会も後援しており、原稿に目を通し、2箇所の問題があるから修正するようにとのことでした。それが本文中の赤字に下線を付した箇所です。1番目は、「疲れて学校を休むということが認められていないわけではなく、当然現場の指導では、休まざるをえない場合は、休ませるようにしている。完全に認められていないと言い切るには無理があるように思う」との府教委の意見であり、2番目の箇所については、「府教委としてはこうした考えは持っていない」というものでした。

1番目に関しては、「疲れたくらいでは学校はなかなか休みにくいところだという点にあります。疲れたという理由で学校を休むことは、すなわちサボリ・ずる休み・怠学という見方をされやすいので、登校に疲れてしまった子どもには、疲労困憊した心に鞭打って登校し続けるか、あるいは不登校になるかのいずれかしか、多くの場合、採ることができないのです。」と変更し、「たいてい不登校になってからしか休ませませないですがネ」とコメントしました。

2番目の「府教委としてはこうした考えは持っていない」に関しては、「だからこそ私はこう言っているのです!」とコメントして訂正を拒否しました。結局、府教委は認めないということで、それならこちらから執筆は拒否することにしました。世界人権問題研究センターの担当者は、お詫びにと図書券らしい包みを差し出しましたが、もちろんそのような口止め料的なものを受け取るわけにはいきません。

忙しい最中に順番抜かしで書いたのに、日の目をみないのでは原稿がかわいそうなので、ここに載せることにしました。

不登校と子どもの人権

この30年近く増加の一途をたどっている不登校は、ほとんどが精神的な疲労状態であり、病気ではありません。不登校状態が長引いたり、病気と言える状態にまで至ったりするのは、疲れたがたまって学校を休んで疲れをとることが認められていないことにあります。疲れたという理由で学校を休むことは、すなわちサボリ・ずる休み・怠学としてしか見てもらえないので、登校に疲れてしまった子どもには、疲労困憊した心に鞭打って登校し続けるか、あるいは不登校になるかのいずれかしか採ることのできる道はないのです。疲れた場合に休息をとる権利は、教師も含め大人には当然の権利としてすでに認められているにもかかわらず、子どもには無縁のものとされています。病気療養と冠婚葬祭以外には学校は休んではならないという強迫観念が、我が国の大人(親や教師)には骨の髄まで染みついているのです。

しかし、子どもの権利条約の第31条には、「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める」とあり、日本国政府もこの条約を批准し

た以上，わが国の法律でもこの権利を明文化すべきではないでしょうか。

子どもに登校を強要することが，かえって不登校を増やしていると思えません。子どもに元気で生活してもらうために，また状況次第ではしなくてもすんだかもしれない無意味な不登校を減らすためにも，休息の権利を保障するための具体的な方策として，学童生徒の＜年次休暇制度＞を，学校教育法に明文化すべきなのです。

またこの制度が作られるまでは，親も教師も子どもに休息の権利を保障するような現実的な対応をすべきです。

（京都市児童福祉センター 児童精神科医師 門 眞一郎）